

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長

デジタル放送への移行に向けた周知広報について（依頼）

日頃より、厚生労働行政に、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、地上テレビ放送につきましては、平成23年7月にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することになっているところ、今般、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」（※）において、別添のとおり、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が取りまとめられました。

このアクションプランにおいて、病院については、平成22年12月末までにデジタル化改修を完了することを目標として取り組むこととされております。また、アクションプランを踏まえて、各府省において、所管の団体等に地上デジタルテレビ放送の周知広報に関する協力要請を実施することとなりました。

つきましては、貴法人におかれましても、会員等に対し、下記のとおり、地上デジタルテレビ放送への移行に関する周知・広報についての御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※ 関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進することを目的として平成19年9月に内閣官房に設置（<http://www.cas.go.jp/seisaku/digitalbroadcast/>）。

記

○ 依頼事項

貴法人において、会員等によるに対し、別紙の広報資料等を活用した周知・広報（特に下記事項について）をお願いいたします。

- (1) 平成23年7月24日にアナログ放送が終了しデジタル放送に完全移行すること
- (2) 病院については、平成22年12月末までにデジタル化改修を完了することを目標として取り組むこと。
- (3) デジタル放送を視聴するためにはデジタルテレビ等の購入の他、アンテナ（ビル陰等の受信障害対策や集合住宅等における共同受信のために設置された共同アンテナ（共聴施設）を含む。）改修等が必要な場合があること。
- (4) アナログ放送終了時期が近づくとアンテナ改修等の工事が集中し円滑な改修等が困難となるおそれがあること。
- (5) デジタル対応の方法が不明な場合には、総務省コールセンター（0570-07-0101）に相談することができること。

【参考】

（地上デジタル放送への移行に関する問い合わせ先）

総務省情報通信政策局地上放送課：TEL 03-5253-5792

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」(抜粋)

平成 20 年 7 月 10 日
デジタル放送への移行完了の
ための関係省庁連絡会議決定

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年 9 月中に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2) 又は (3) の取組として実施することとし、(2) 又は (3) に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

第 5 章 国民視聴者に対する周知広報の充実

(5) 所管団体による周知広報【全省庁】

各省庁は、所管団体（業界団体の他、高齢者団体、障害者団体等の団体を含む。）に対して、本年 9 月に、当該団体の参加者へのアナログ放送の終了に関する周知を速やかに行うことを協力依頼する。また、工事業界、建築物保守管理業界、不動産業界、家電流通店業界等、デジタル放送の視聴に関する工事やテレビの販売を行う業界等に対しては、一般視聴者や共聴施設管理者等へのデジタル放送に関する情報提供・注意喚起を協力依頼する。さらに、通常の業務において一般視聴者と接する機会が多い業界に対しては、地上デジタル放送に関するポスターの掲出やリーフレット等の据置きなど、一般視聴者への周知広報に関する協力を依頼する。

なお、要請等を行う団体は、公益法人、独立行政法人及び特殊会社をはじめとする全ての所管団体とすることを原則とし、個々の団体の性質等に応じて各省庁において判断を行う。